

＜特別の寄与に関する処分調停（審判）を申し立てる方へ＞

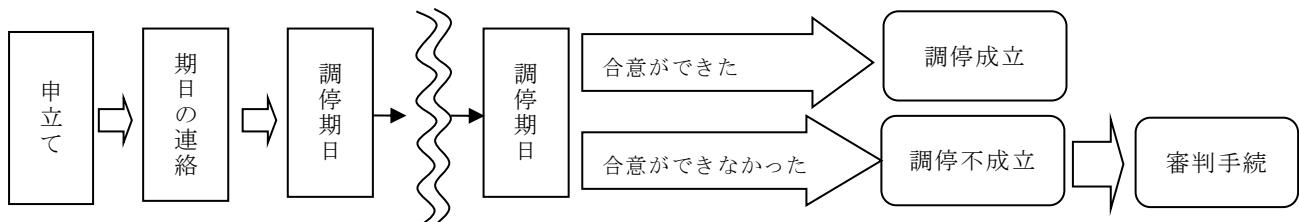
1 概要

相続人ではない被相続人の親族で、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者（これを「特別寄与者」といいます。）は、相続人に対し、寄与に応じた額の金銭（これを「特別寄与料」といいます。）の支払を請求することができます。この特別寄与料の支払について、当事者間に協議が調わないとき又は協議をすることができないときには、家庭裁判所の調停又は審判の手続を利用することができます。

調停手続を利用する場合は、特別の寄与に関する処分調停事件として申し立てます。調停手続では、調停委員会が中立の立場で事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出していただいた上で、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指した話し合いが進められます。

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね1時間45分程度です。調停手続は非公開です。当事者、代理人以外の人が期日に出席することはできません。申立て人と相手方は別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に、調停委員が調停室でお話を聴きながら調停を進めています。

また、原則として、各調停期日の開始時と終了時に、当事者全員に同時に調停室に入っていたとき、調停の手続、進行予定や次回までの課題等に関する説明を行いますので、支障がある場合には、「進行に関する照会回答書」にその具体的な事情を記載してください。手続代理人が選任されている場合も同様です。



注) 家事事件手続（調停、審判、調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、自動的に審判手続（通常、遺産分割審判が係属中の場合は、遺産分割審判と特別の寄与に関する処分審判が併合して行われます。）が開始され、裁判官が、双方からお聴きした事情や提出された資料等一切の事情を考慮して、審判をします。

審判を申し立てた場合でも、調停手続から始めることができます。

※ 令和元年7月1日より前に開始した相続については、この申立てはできません。

2 申立て人

被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続の放棄をした者、相続人の欠格事由（民法891条の規定）に該当する者及び廃除によってその相続権を失った者を除く。）

3 申立期間

申立ては、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6か月以内、又は相続開始の時から1年以内にしなければなりません。

4 申立てに必要な費用

- 収入印紙：申立て人1人につき1200円（相手方又は被相続人が2人以上の場合は「収入印紙1200円×相手方の人数×被相続人の人数」）

郵便切手

特別の寄与の申立てのみの場合：3310円分（100円×10枚、84円×10枚、50円×20枚、20円×10枚、10円×20枚、5円×10枚、2円×10枚）＊相手方10人まで。以後10人ごとに1セット必要になります。

遺産分割調停が先行している場合：1022円分（100円×2枚、84円×8枚、10円×14枚、1円×10枚）＊相手方10人まで。以後1人増すごとに、313円分（100円×1枚、84円×2枚、10円×4枚、1円×5枚）が必要になります。

5 提出書類等とその取扱い

(1) 申立て時の提出書類等

次の書類を提出していただきます。

申立書 裁判所提出用1通+相手方分

→ 申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用の控えを、相手方ごと及び被相続人ごとに作成してください。

連絡先等の届出書1通

進行に関する照会回答書1通

事情説明書1通

申立人が親族であることが分かる戸籍謄本、相手方が相続人であることが分かる戸籍謄本（全部事項証明書）

被相続人の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）

※遺産分割事件で確認できる戸籍謄本については、提出する必要はありません。

※申立人、相手方の戸籍謄本は、3か月以内に発行されたものを提出してください。

※ 相手方に住所等を秘密にしている場合の留意事項については、別紙「**申立書や答弁書の「住所」の記載について**」をお読みください。

※ 資料提出の留意事項については、別紙「**調停・審判手続において提出する書類について**」をお読みください。

(2) 資料等の提出方法

・調停（審判）では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会（裁判官）の指示に従って提出してください。

・書類等を提出する場合には、裁判所用のコピー1通及び他の当事者用のコピーを提出するとともに、調停（審判）期日にはご自身用の控えを持参してください。

6 申立先

調停の場合には相手方の住所地、審判の場合には相続開始地（被相続人の最後の住所地）を管轄する家庭裁判所、または相手方と合意した家庭裁判所です。

※ 相手方と管轄裁判所について合意があるときは、管轄合意書の提出が必要です。

相手方の住所地、相続開始地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。

東京都23区内、三宅村、御藏島村、小笠原村	➡	東京家庭裁判所（本庁）
八丈町、青ヶ島村	➡	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町、利島村、新島村、神津島村	➡	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村（多摩地区）	➡	東京家庭裁判所立川支部

※ 東京都内以外については、裁判所ウェブサイトの「裁判所の管轄区域」をご覧ください。

申立書や答弁書の「住所」の記載について

申立書や答弁書に記載すべき「住所」とは

東京家庭裁判所

「生活の本拠」のことを指し、氏名と相まってあなたを特定するとともに、審理を行う管轄裁判所を定める基準のひとつとなります。

現在生活している場所が一時的な滞在場所に過ぎない場合や、生活している場所が複数存在する場合などは、具体的な生活実態等を踏まえて、あなたが「生活の本拠」に該当すると思われる場所を記載してください。もっとも、そのように記載された住所であっても、裁判官の判断により「生活の本拠」と認められない場合があります。

名所旧跡など「生活の本拠」とはおよそ考えられない場所を記載することはできません。

ただし、あなたやあなたのご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある場合、**申立書等**には、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができます（もっとも、裁判官から、現在の住所の申告を求められることがあります。）。上記太字の場合、以下に説明する申立書や答弁書の非開示希望や当事者間秘匿の手続は不要です。

現在の住所を記載しなければならない場合に、その住所を相手に知られたくないときは以下の2つの手続の利用を御検討ください。



非開示希望

住所やその他の情報が相手に知られることで、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められる場合に、相手からの閲覧謄写申請に備えて、事前に、あなたの希望を申し出る手続です。

●住所について非開示希望が認められても、調停成立や審判のときには、調停調査等に記載する住所の申告が必要です。その場合、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができますが、裁判官から、現在の住所の申告を求められる場合があります。

●非開示希望の手続は、申立書や答弁書以外の資料等に含まれる住所以外の情報についても利用できます（あなたの勤務先やお子さんの学校名など）。

●非開示希望を申し出るには、非開示の希望に関する申出書を提出してください。

●裏付け資料の提出は原則として必要ありません。手数料等の負担はありません。

当事者間秘匿

あなたを特定する情報（あなたの氏名、本籍、住所等）が相手に知られることで、あなたが社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがあるとき、申立てにより、裁判所が秘匿の決定を行う手続です。

●申立てには以下の①～④の提出が必要です。

- ①秘匿決定の申立書
- ②秘匿事項届出書面
- ③あなたが社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれについての裏付け資料
- ④申立手数料 収入印紙 500円 郵便切手（審判・調停と同時申立て） 500円×2枚
(上記以外) 500円×2枚、84円×3枚、5円×1枚

●申立てが認められた場合、

- ・申立書等に「代替氏名A」「代替住所A」などと記載することができます。
- ・相手が取消し申立てなどをすることあります。

●申立てが却下された場合、申立人は、不服申立て（即時抗告）ができます（申立手数料等が別途必要です。）。



どちらの手続も、裁判官の判断により認められないことがあります。

2つの手続の適用場面やメリット・デメリットを踏まえて、自分にあった手続を自分で選ぶんですね。

調停・審判手続において提出する書類について

東京家庭裁判所

調停・審判手続では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停では調停委員会の指示に、審判では裁判官の指示に従って提出してください。

資料等を提出するときの留意点

- 書類には、相手に知られたくない情報や、そのことを推測させることを書かないでください。
- 相手に知られたくない情報が資料に含まれている場合、裁判所に見せる必要がないと思われる部分（例：源泉徴収票の住所、マイナンバー等）に、マスキング（黒塗り）をして、その部分が見えないようにしてから提出してください。
- 相手に知られたくない情報の部分を裁判所が見る必要がある場合は、非開示希望の手続をしてください。
- 調停手続では、裁判所用のコピー 1通を提出するとともに、調停期日には、ご自身用の控えを持参してください（提出する書類を相手に見せる必要がある場合は、相手用及び裁判所用として、相手の人数 + 1通のコピーを提出してください。）。
- 審判手続では、提出された書類は、原則として、相手にも交付します。相手の人数 + 1通（裁判所用）のコピーを提出してください。

重要

あなたの大切な情報は、あなた自身の手でしっかりと守ってください。

裁判所は、あなたが提出する書面等に、知られたくない情報が含まれているかを把握することはできません。相手に知られたくない情報がマスキングされることなく、非開示希望の手続もされずに提出されると、その情報が相手に伝わってしまい、重大な事故が発生してしまうことがあります。

裁判所の手続では、自分の情報は、自分でしっかりと管理する必要があるんですね！



書類等の閲覧・謄写（相手が見たり、コピーしたりすること）について

- 申立書は、法律の定めにより、原則として相手方に送付されます。
- 手続の相手は、あなたが裁判所に提出した書類等の閲覧・謄写申請をることができます。
- 調停手続では、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮し、閲覧謄写申請が相当と認められる場合には許可することができます。
- 審判手続では、あなたが提出した書類等が審判の資料とされた場合において、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められない限り、相手からの閲覧謄写申請があったときは、許可されます。

(主張書面及び証拠資料の提出について)

1 主張書面（あなたの言い分や反論等を記載する書面）について

裁判官から「〇〇について記載してください」という指示があった場合は、そのことを中心にA4サイズの用紙（たて向き）に記載してください。

主張書面には、相手に知られたくない情報や、そのことを推測させることは書かないでください。

秘匿決定がされた場合は、住所や氏名に代えて、代替住所や代替氏名を記載すれば、真実の住所や氏名を記載したものとみなされます（代替氏名の場合は押印不要）。

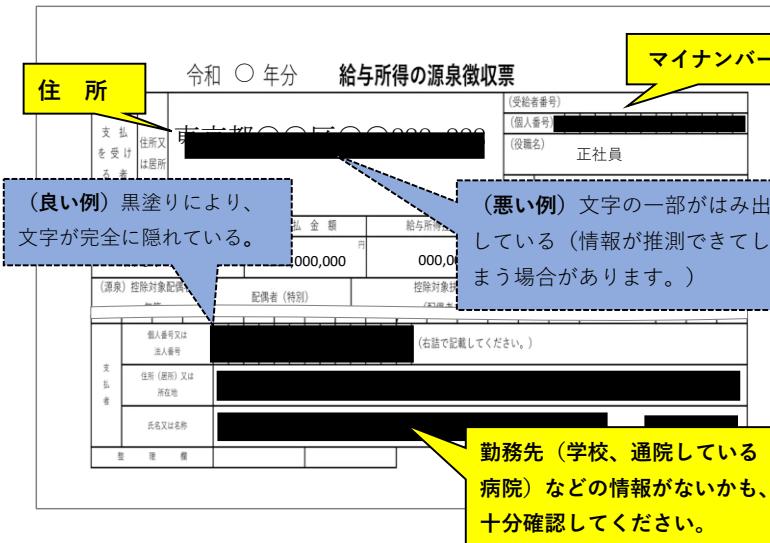
（記載例）

とじしろ (3 cm))	<p>令和〇年(家) 第〇〇〇〇号 次回期日〇月〇日 申立人〇〇〇〇 相手方〇〇〇〇</p> <p style="text-align: center;">主張書面</p> <p style="text-align: right;">令和〇年〇月〇日 申立人〇〇〇〇〇印</p> <p>〇〇に関する主張は、.....</p>
----------------------------	--

2 資料（あなたの言い分を裏付ける書類）の提出について

- A4サイズの用紙に、原寸大でコピーしてください（上記1と同様に、用紙の左側に3cm程度のとじしろ（余白）を空けてください。）。
- 資料の原本は、調停期日又は審判期日に持参してください。
- 相手に知られたくない情報やそのことを推測させる情報は書かないでください。それらの情報がある場合は、マスキング（黒塗り）をしてください。
※ 原本に黒塗りしてしまうと、後でその部分の情報がわからなくなってしまいます。
コピーに黒塗りをしただけでは隠した部分が裏側から透けて見えてしまう場合があります。コピーに黒塗りし、さらにコピーするといった工夫が考えられます。
- 個人番号（マイナンバー）も、マスキング（黒塗り）をしてください（家庭裁判所では、マイナンバーが必要な手続はありません。マイナンバーが含まれる書類は、返却の上、再提出をお願いすることができます。）。
- 後日、裁判官から、資料の内容を説明する書面の提出を求められる場合があります。

※ マスキングのやり方（例）－相手に自分の住所を秘匿している場合



※以下のような書類について
は、特に注意してください。

- 収入関係書類（住所・勤務先・マイナンバー等）
 - ・源泉徴収票・給与明細書
 - ・確定申告書（写し）
 - ・（非）課税証明書など
- 診断書（通院先の病院）
- 通知表（通学する学校）
- 手紙、スマホの画面
(住所、駅名や施設名など)